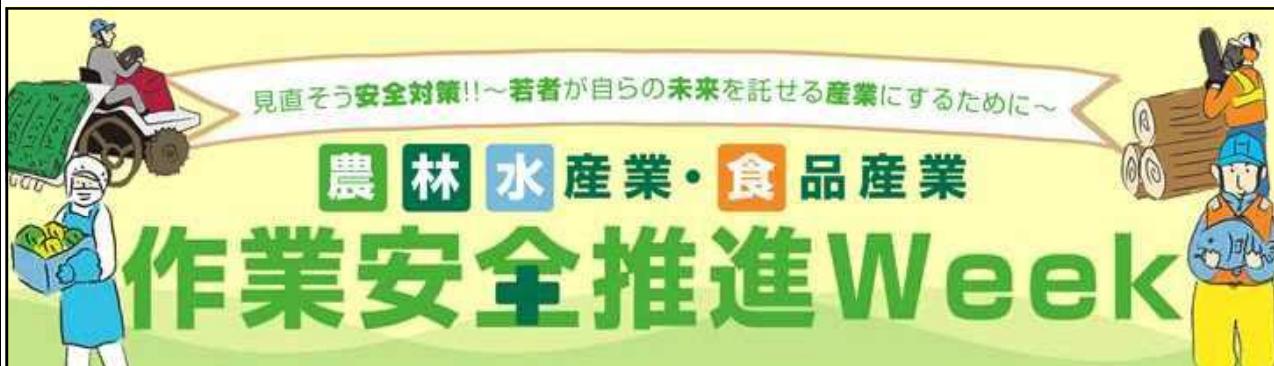


林業安全コラム

当たり前のこと
ばかりにしないで ちゃんとやる
安全のABC

林業死亡労働災害多発警報発令状況（林業・木材製造業労働災害防止協会発表）
・高知県（発令期間：R3.2.24～R3.5.31）

○「農林水産業・食品産業 作業安全推進Week」が開催（2/16～2/26）



「安全」こそ、何よりの収穫だ。



毎日、汗を流して働いてきた。作業はあらゆる場所で重ねて行われる。

それが、「農業・林業・水産業」であるから。

毎日、最大限の努力をして日本の食と暮らしを支えています。

その中で、成果を出ぐるあまり大切にこころられていないのか?

一番心配なのは、毎日を重複なく安全に終えること。

本物や時間のため、自分のために、もう一度命をかけてやります。

農林水産省



QRコードで
ご覧ください



KEEP
SAFETY
FIRST.

農林水産省では、農林水産業・食品産業を若者が自らの未来を託せる産業としていくことを目指し、現場に携わる学識経験者や関係団体、先進的な取組を行う事業者などが一堂に会し、業種の垣根を越えて新たな作業安全対策を忌憚なく議論する「農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議」を設置し、令和2年2月から検討等を行っております。

これら産業に関わる方が、作業安全対策を自分事と捉え、何よりも安全、人命が優先することを再確認する機会とするため令和3年2月16日から26日にかけて「農林水産業・食品産業の作業安全推進Week」を開催しました。詳しくは特設サイトをご覧下さい。<https://anzen-week.com/>

2月16日に開催した「農林水産業・食品産業の作業安全推進シンポジウム」では取組事例報告4件のうち、2件が林業関係でした。吾妻森林組合常勤理事兼参事からの「安全対策と経営発展の両立について」では、森林組合の経営の健全化を達成したご経験からの興味深いお話で、両立と言うよりも、「経営発展のためにはなにより安全確保が重要」と受け取りました。長瀬土建社長からの「建設業の作業安全対策と農林水産業への導入」では、「建設業と比べると林業は安全に対して改善の余地がある」「しっかり対応すると黒字になる」とのお話でした。何

よりも、安全ABCとしてご紹介いただいた「当たり前のことばかにしないで ちゃんとやる」のお言葉、当たり前のことでの多くの方がおっしゃっておられる事なのですが、改めて考えると、良い言葉で、心に響いてきて、コラムの標語で使用してくださいました。

18日には、林業・木材産業 作業安全推進ウェビナーを約200人のWEB参加で開催し、25日には、農林水産業の現場の安全対策に活かせる作業安全に資する新技術等を開発・販売している企業や研究機関に新技術等を紹介するプレゼンテーションを行っていただく「作業安全技術等マッチングミーティング（林業）」が開催しました。推進week中のイベントは、その後動画も公開する予定ですので、ご興味ある方は、是非、視聴をお願いします。（裏面または次ページもご覧ください）

- ・林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入促進へのご協力をお願いします。
- ・労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できまので、全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局までお問い合わせ下さい。

林野庁
林業労働対策室
労働安全衛生班
TEL:03-3502-1629

林業安全コラム

当たり前の事を
ばかにしないで ちゃんとやる
安全のABC

林業死亡労働災害多発警報発令状況（林業・木材製造業労働災害防止協会発表）
・高知県（発令期間：R3.2.24～R3.5.31）

○農林水産業・食品産業の作業安全のための規範を策定しました

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範

いのちを守る作業安全は
全てに優先する。

作業安全の確保は、経営が
継続発展するための要である。

作業安全確保のために
必要な対策を講じる。

事故発生時に備える。



作業安全規範について
詳しくはこちら

農林水産省

KEEP
SAFETY
FIRST.

農林水産省では、事業者と事業者団体の方々に日々留意し実行していただきたい事項を整理した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を有識者会議でのご議論を踏まえて策定いたしました。本規範は、農業、林業、木材産業、漁業、食品産業に共通する基本的な事項を整理した「共通規範」と、これらの業種ごとに取り組んでいただきたい事項を整理した「個別規範」からなり、それぞれ「事業者向け」及び「事業者団体向け」に整理しております。

個別規範では、農業、林業、木材産業、漁業、食品産業の業種ごとに、現場の事業者や事業者団体の方々に取り組んでいただきたい事項を、より具体的にお示ししています。また、個別規範の各事項について、「取組の必要性」や「具体的に行うべき取組の内容」等を記載した解説資料及び各事項の取組状況の点検に使えるチェックシートもご用意しておりますので、ご活用下さい。詳しくは林野庁ホームページをご覧下さい。
→<https://www.rynya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>

※ 規範の普及を図るため、令和3年度の補助事業から多くの補助事業等でチェックシートの提出をお願いすることとしています。詳しくはそれぞれの事業担当にお問い合わせ下さい。

○作業安全啓発ステッカーについて

作業安全を普及・啓発するため、ステッカーを作りました。シール式でヘルメット等に貼れるようになっています。予算の関係で今春での林野庁から各県への配付はあまりできませんが、安全イベント等参加者には配付したいと考えています。また、データをホームページに掲載してますので、都道府県等で加工や増刷等して使用いただけますと幸いです。よろしくお願いします。

林野庁ホームページ→<https://www.rynya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>



- 一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>

- 林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。

- 労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。

（お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局
TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-sosei.org）

林野庁
林業労働対策室
労働安全衛生班
TEL:03-3502-1629

林業安全コラム

当たり前の事を
ばかにしないで ちゃんとやる
安全のABC

林業死亡労働災害多発警報発令状況 ・高知県（発令期間：R3.2.24～R3.5.31）

○令和2年度補正予算 林業労働力強化対策事業の公募が始まりました！



林野庁令和2年度補正予算「林業労働力強化対策事業」の公募が本日より始まりました。

これは令和2年度に補正予算で取り組んだ事業の令和3年度版で、林業労働安全衛生設備・装置の導入と研修の実施に対して1/2を補助します。地域事情にマッチした作業の安全性向上や作業環境の改善につながる設備・装置の導入と研修をセットで進めることにより、職場環境の改善と新規就業者の確保・定着を図ることを目的に、道府県が定める「体質強化計画」の原木安定供給計画に参画している森林組合や林業経営体が助成対象となっています。

補助を受けようとする装備・装置や研修の内容等について企画運営委員会が審査を行い助成対象経営体を選定します。申し込みの期限は5月14日17時（必着）。

詳細は昨年に引き続いている事業実施主体である（株）森林環境アライズのホームページをご確認下さい。<https://www.f-realize.co.jp/anzenr03/>

○令和3年度の林業労働災害撲滅研修について

ベテラン作業員の学び直しと指導者育成を目的とする、林野庁補助事業「林業労働災害撲滅研修」を今年度は全国7か所で実施します。当該研修は、チェーンソー操作技能を数値化して確認しつつ、技能を高めるトレーニング方法と指導方法を学んでいただくほか、VRやアシストスーツ等最新の安全衛生装置・装備も体験いただくこととしております。研修期間は前期2日間、後期2日間の計4日間で、前期と後期の間には1カ月期間をあけており、その間を自己練習期間としています。

令和3年度は、岩手県、福島県、長野県、三重県、山口県、愛媛県、長崎県内の実施を予定しています。参加者募集が始まる際には改めてお知らせしますが、チェーンソー技能に自信のある方や開催自治体関係の方の参加をお待ちしています。見学参加も可！

○安全に関する各種情報について

林野庁で実施した補助事業等の結果をホームページでまとめています（一部は準備中ですが）。参考のためご覧いただけますと幸いです。林野庁ホームページ→<http://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/anzen/nii.html>

林業従事者のうち、労働者にカウントされない事業主、一人親方、自伐林家、自伐型林業を行う者については、災害の発生状況や要因等が把握できており、災害分析や安全対策等が十分に行われていない状況にあります。総数も含めてその実態が良くわからないところですが、安全確保のためには一人親方等にも各種情報の伝達が必要です。

このため、「一人親方等の林業災害防止のための安全対策の調査委託事業」により、都道府県の一人親方等の把握の状況や支援策等の実態を調査するとともに、一人親方等向けの安全普及資料を作成しました。多くの一人親方等の方の参考になりますことを願っています。

- 一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧下さい。
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>
- 林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。
- 労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。（お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局 TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-sosei.org）



林業の一人親方等の
安全対策に関する点検マニュアル

一人親方

自伐林家

自伐型林業を行う者



令和3年3月
林野庁

林野庁
林業労働対策室
労働安全衛生班
TEL:03-3502-1629

林業安全コラム

当たり前の事を
ばかにしないで ちゃんとやる
安全のABC

○労働安全の確保について

労働安全の確保につきまして、都道府県、関係団体、林業経営体の皆さんにおかれでは、日々、労働災害発生防止のためご努力いただいていることと思います。先般、「大雨や台風等の時期における労働安全の確保について」（令和3年5月25日付け3林政経第136号経営課長通知）を都道府県に対して発出させていただいたところです。この通知では、

①近年、梅雨前線の活発化による大雨災害の多発化に加え、梅雨入りが例年より早かったこと。

②昨今の外国産材輸入減少による国産材の需要の高まりからの林業経営体の木材生産活動の活発化等の情勢を踏まえ、この時期の伐木作業等における労働災害防止対策を周知し。引き続き労働安全の確保について万全を期すようお願いを申し上げたところです。

以下については、別途、大雨・強風時の作業における注意点を補足させていただきますので、引き続きの周知をお願いします。

これから、雨の季節に入ります。林業の現場は奥地や標高の高いところにあり、山岳地では急な天候の変化も起こります。大雨による視界不良や突然の強風によって、伐倒木が予定した方向へ倒れないことへの注意が必要です。雨の際には受け口を十分確認する、風がある場合にはつるを効かせて、必ずくさびを用いて伐倒しましょう。

また、かかり木となった木が風によって外れて落ちることもあります。かかり木の早めの処理や早急に処理できない場合には、立ち入り禁止措置を講じるなどの対策も必要となってきます。

車両系林業機械の使用については、下記の※のとおり、悪天候時の作業の禁止が労働安全衛生規則でも規定されています。降雨時の作業は、路網が滑りやすくなる、フォワーダ運材中の荷が雨で滑って落下する、路網が重量物のために痛みやすくなり、路肩が崩れて転落の危険性が出てくるなどの災害発生にも十分注意をして作業を行ってください。

もしものことを想定し、事前に対策を行っていることが労働安全の確保につながります。各林業経営体におかれでは、降雨期の施業について、事前に作業員の体調管理や作業内容の事前ミーティングを実施して、災害防止の準備を怠りなく活動するように心がけてください。

※労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

（悪天候時の作業禁止）

第一百五十一条の百六 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、車両系木材伐出機械を用いる作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

※「悪天候時の作業禁止」については、車両系木材伐出機械の外に「機械集材装置及び運搬索道」、「簡易架線集材装置」、「造林等の作業の実施」についても同様の規則があります。

○令和2年の林業労働災害発生状況について

厚生労働省から令和2年の労働災害発生状況について、公表がありました。

令和2年の林業における死者数は36名（令和元年比3名増）、死傷者数は1,275名（令和元年比27名増）となっています。林業における死者数及び死傷者数は、ともに年々減少傾向にあるところですが、近年は、ほぼ横ばいであり、令和2年に至っては前年より増加するという結果となりました。

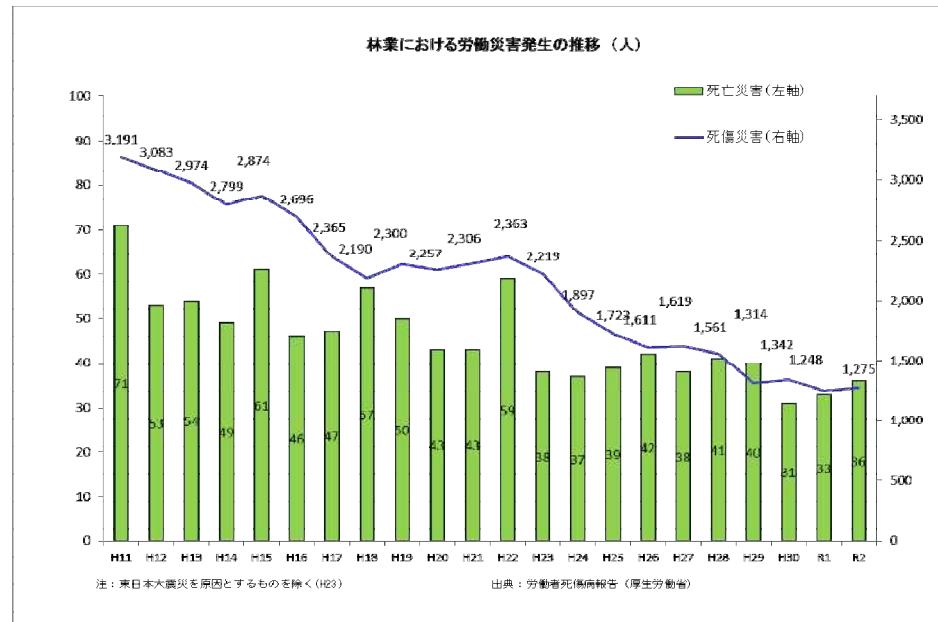
また、厚生労働省の「第13次労働災害防止計画」では、令和4年度までに平成29年と比較して死者数を34人以下、死傷者数を1,248人以下にする目標を立てているところですが、令和2年においては達成されない結果となっております。

死亡事故の発生原因としては、作業種別で伐木作業中が最も多く20名となっており、全体に占める割合は57%となっています。また、死亡事故を年齢別で見ると、50歳以上が30名と全体の83%を占めています。死傷災害についても、チェンソーを使用した伐木作業中の災害が多数を占めています。

なお、一人親方や事業主等の労働者以外の死者数は令和2年に6名となっており、令和元年からは4名減となっております。



詳しくは、林野庁HPに掲載しておりますのでご確認ください。
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/anzen/iti.html>



(図1)年齢別死亡災害発生状況(令和2年の林業)



(図2)作業種別死亡災害発生状況(令和2年の林業)



○林業労働力強化対策事業実施中

林野庁令和2年度補正予算「林業労働力強化対策事業」の助成対象となる林業経営体等の公募を実施中です。

この事業は林業労働安全衛生装備・装置の導入と研修の実施に対して、経費の1/2を補助するものです。地域事情にマッチした作業の安全性向上や作業環境の改善につながる装備・装置の導入と研修をセットで進めることにより、職場環境の改善と新規就業者の確保・定着を図ることを目的に、道府県が定める「体質強化計画」の原木安定供給計画に参画している林業経営体が助成対象となっています。

詳細は事業実施主体である（株）森林環境リアライズのホームページをご確認下さい。

<https://www.f-realize.co.jp/anzenr03/>

・一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>

・林退共制度は掛金の税法上の優遇措置や国や自治体等の補助などがありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。

・労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。

（お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局
TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-sosei.org）

体質強化計画に参画する経営体等の皆さまへ

安全衛生装備・装置の導入＋
安全衛生に関する研修費用を

50%
補助します！

完全で衛生的な職場づくりを通じた林業労働力の確保に向けた取り組みを支援します。

体質強化計画に参画する経営体等を対象に

安全衛生装備・装置の導入と研修経費をセットで補助します。

林野庁
林業労働・経営対策室
労働安全衛生班
TEL:03-3502-1629